松屋外集

巻三

和書門
類 一八八七五 号
函 二二四 函
架 一四 架
冊 四 冊

内閣文庫
和書
類 一八八七五 号
冊 四 冊
函 二二 函
架 一〇 架

内閣文庫
番號 和 18875
冊數 4 (4)
函號 212 128

国立公文書館
National Archives of Japan

花迺家文庫

松屋外集巻之三

目録

○第一舞踏考
○蹈舞 ○拜舞 ○再拜舞踏
○左右左 ○三礼 ○舞左木
○椎柴の袖
○第二熊白樗甘樫櫟

浅草文庫

○くまづら　○久万と云詞

○まてば椎　○市柴五柴　○茵

○一位の木

○第三白櫧血櫧

○真と志良と通ふ例　○白菅

○白雪深雪

○第四加多樫

○第五海部の文

○大海の裳　○海部乃太刀

松屋外集巻之三

華頂殿亞老平小山田與清著
平戸藩士源年田部寛德校

第一舞蹈考

舞蹈（タウ）まゝ蹈舞（タウブ）、拜舞（ハイブ）、などゝいふ、礼記（樂記）小不知手之舞之足之蹈之云云、孟子（離婁上）小不知足之蹈之手之舞之云云、とあるゝと出處とゝ、その字面（ユトブ）六朝

のゝのふゝえ。梁簡文帝啟小徒懐舞蹈之心終愧
ゝ。瑞象放光倏將旬日舞蹈之深
形于寐など喜悦の事よ用たり。唐代小々ゝ
よろこびまうしの作法ふやたうゝん。唐書礼楽志九
小。皇帝元正冬至受群臣朝賀而會前一日尚舍設
御幄於大極殿云云。宣制曰履新之慶與公等同之
冬至云在位者皆再拜舞蹈三稱万歳又再拜云云
履長
光禄卿進請階間跪奏稱臣某言請賜群臣上壽侍

中稱制曰可光禄卿退升請酒尊所西向立上公請
酒尊所北面尚食酌酒一爵授上公上公受爵進前
北面授殿中監殿中監受爵進置御前上公退北面
跪稱某官臣某等稽首言元正首祚冬至云天
正長至臣某
等不勝大慶謹上千秋万歳壽再拜在位者皆再拜
立於席後侍中前承制退稱敬舉公等之觴在位者
又再拜殿中監取爵奉進皇帝舉酒在位者皆舞蹈

三稱萬歳皇帝舉酒訖殿中監進受虚爵云云〻〻

杜審言ゟ傳 文藝傳上 ゟ武后召審言將用之問曰卿喜否審言蹈舞謝后令賦觀喜詩云云白氏長慶集一の巻賀雨詩ゟ冠珮何鏘々將相及王公蹈舞呼萬歳

列賀明庭中云云同書十五の巻渭村退居寄礼部崔侍郎翰林錢舍人詩ゟ傳呼鞭索々拜舞珮鏘々云云

慈恩傳六の巻ゟ鑾輦至此御膳順宜凡預含靈孰不

蹈舞云云〻〻七の巻王公百辟法俗黎庶手舞足蹈歌詠德音内外揄揚云云〻〻あゝ後の書ゟハ蹈舞拜謝宋史礼志再拜舞蹈同司馬光傳 ゟ所見おゝ〻吏學指南礼儀部ゟ舞蹈以手曰舞以足曰蹈云云礼記樂記注註疏本卅七れ巻ゟ不知手之舞之足之蹈之歌之至也疏ゟ嗟歎之不足故不知手舞之足之蹈之也者言雖復嗟歎情由未滿故不覺揚手舞之舉足蹈

之而手舞其體足蹈其地也とあるゝ〳〵其義審也。
本朝ハ續日本後紀十二の巻ハ菅原清公覺云云弘
仁九年有詔書天下儀式男女衣服皆依唐法五位
已上位記改從漢樣諸宮殿院堂門閣皆著新額又
肄百官舞蹈如此朝儀為得關說云云内裏式上巻元
旦朝賀式ハ王公百官共稱唯再拜舞蹈武官俱立
振旆稱萬歲不拜舞云云中巻新嘗式の条ふゝ又ゆ
なゝ〳〵えて

嵯峨天皇の弘仁九年以来の例なるべし所作ハ
侍中羣要一の巻蔵人ハ拜舞先再拜若有官者笏
置左手下地上起再拜次作立垂袖左右左次卧左
右左次作居小揖次作立再拜次作立揖云云拾芥
抄中末巻儀式部ハ舞蹈事再拜置笏立左右左居左右
左取笏小揖立再拜云云源氏河海抄桐壷の巻ハ舞蹈
ハ手ハ舞ふの蹈也北山記曰再拜次左右左立次

左右左居揖後立拜次小揖今按先立小揖次再拜次置笏於左立左右左次居左右左次取笏居揖次立再拜次小揖退出已上内院之儀也他所只再拜退出一説前中後揖有無依官也云云作法故實小舞踏事依事或二拜或舞踏也舞踏者立左右左其後居左右左也是臣下之舞蹈也此躰顧左之時以右手取左端袖上以左手入左袖内下方左手在袖

内也右准可知之顧左之時面不屈不垂有口傳天子者右左右也朝覲之時如此春宮先々有沙汰左右左右左右之間人々所為不同一説云知世之院并國母之外不舞踏其外於院宮并人臣者二拜也於神者両段再拜再拜之間申所願欤於佛者三礼也昔法皇御所奏慶人等不帯紙笏三礼也寛平法皇圓融院一條院等類如此延喜帝朝覲守多法皇之時如尋

常法皇曰我受盧那形學三耶法准佛躰置笏又手
可三礼其後朝覲如此白河院始而雖為法皇行治
世事人々帯劔笏拜踏如常然而猶俊明卿置笏三
礼云云又云帯弓箭人舞踏異説事帯弓箭人不為
舞踏也又八條相國三條内府舞踏之由見野宮記
又大炊御門左府經宗公説不為舞踏云云多不舞
踏之説用之必者不拜云云本文心不心之由見野

宮記但介者不拜常用之説也又例儀之時傍卿舞
踏相國公房或罷居罷立舊記也如何可為了見者
也云云明月記寛喜三年正月九日代条小抑叙列
低法所教訓無相違由兼之其中伊成二拜元衡同之氏
通二拜置弓立左右左坐左右左坐一拜立二拜
三人相替若其故候歟答云御給事實以嚴重承説
彼二人作法帯弓以前不舞踏只二拜之由稱大炊

御門左府説入道左府實入道相國頼縁者皆用其説近代之儀也普通之説皆以舞踏坐左右左許畧之儀惣不聞事也只至愚之故歟其少將之躰不足言之由承之以此問不舞踏之説本文介者不拜云云以必者不拜之本文帯弓箭拜而不舞之儀無性躰事歟両公之不知史書之間妄推量之儀歟依無答不及注云云なゞ乃説を考よ先再拜して笏を左手に下の地上ゝ置次ゝ立て笏を垂て左を顧右手して左の端袖の上を取左手をバ左袖の内に下方小入然されど左手ハ左袖の内ゝあるなれ共これを左といふ次ゝ右を顧左手して右に端袖の上を取右手をバ右袖の内に下方ゝ入るなれ共これを右とゝふ次ゝ又家初のごとく左を顧て行ふとゝく左右左三度なり然て坐て又前のごとく

左右左を行ひ、地上ニ置たる笏を取、立て再拝し、小揖して退く、少づつのかゝる処の説あれど、大概このくれぐ〳〵心得ベし、荷田在滿ぬし大嘗會具釋七の巻

ふゝ、拝舞ハ再拝舞踏スル也、再拝ハ本ヨリ拝謝ノ儀、舞蹈ハ欣躍ノ義ニテ、手ノ舞、足ノ蹈ヲ知ザル意也、其儀先立テ、笏ニ両ノ手ヲ掛テ再拝シ、次ニ居テ再拝シ、次ニ笏ヲ右ノ傍ニ置テ、立テ左右左ニ舞、次ニ居テ左右左ニ舞、次ニ笏ヲ把リ、立テ初ノ如ク再拝スイツトテモ拝舞ノ儀ハ如此、といふ、武官弓箭ヲ帯ル人ハ、舞蹈せざるゝ、又法皇の御所にては三礼、三礼ハ三拝にて、僧家の礼なり、或ハ舞蹈する二儀あり、次郎百首、俊頼歌ニ、かゝハ木をきひのしづ枝一本作ざるおりて左右左までやふ〳〵まろぶぞよ、一本作まろぶらんと詠たるゝ、柏木

ハ兵衛府の異名なり、衛門府ハいふなるべし、大和物語上ニ、良少将兵衛の佐なりけるころ、監の命婦ゝなむすみける、女のもとよりかしはの木の森の下草おいぬとトヽをいとぼうなるべしとあるなむ、返し、柏木の森の下草おいぬせゝかるもひハなるべしとぞ思ふ、となむいひける、なを續古今、恋二ふし見ゆ、拾遺雑恋ニ、中納言敦忠兵衛佐ニ侍りける時ニ、志のびていひちぎりて侍りける人の、世をきこえ侍りけれバ、右近、人をもぶなのえしハなを柏木ハ神やしるらむ、なるふるもよりけり、此歌和歌童蒙抄四、兵衛の条ニ出して、末句ちがへるけりとあり、又拾遺抄第九ニアリ、右近少将季縄がムスメノ歌ナリ、中納言敦忠兵衛佐ニハべりケルトキニシノビテイヒチギリケルコトノ、世ニキコエテハベリケレハツカハシケル、兵衛ヲカシハギトハイフナルベシトいつゝ、桃草子春曙抄、三ふ、柏木いとゝまろし、葉守の神のまもらむいやかしこし、兵衛佐、尉、などゝいふらむしをう、八雲御抄三の下类異名部ニ、左右兵衛かしは木云云、能因歌枕ニ、兵衛をバかしは木といふ云云、などあるにより、兵衛の稱とハこゝ、源氏ニ柏木の右衛門督あり、河海抄十四ニ、衛門柏木といふ色葉集上三ふし、左右衛門かしハ木とみえて、ハれり門間守衛ハ官なれバ、源氏ニもみき草一ふ、柏木君といふハ、柏木の类ふ失ゆゑなるべしといひたれど、しゆ史記、亀策傳ニ、松柏為百木長、而守門間、といへるおこりて、門間衛官の

通稱とは。さるをふと兵衛の事をいひそめ
よる。後ふる一方は思ひて。奥義抄。下の下。袖中抄。
十五。色葉和難抄。四。八雲御抄三れ下。藻鹽草。十五。
かどゝのゝ　ちゝく兵衛のよりは注せるふや。呉
竹集三ふる。かゝを木とは兵衛のから名。
といひたるもど。唐名ふはあらば異名なる。
のしづ枝ハ。ちひハ横の通音にて四位をいひよ
せたるなり。平家物語四の巻　頼政正下の四位ふ
てゝ。ばゝくあるしゞ。なゝ三位を心をかけはゝ
ほゝくれたるよりなれ。ハのかゝるもひを

拾て世を渡るこのゝし。此歌源平盛衰記十六ニハ。二
の句たよりなけきバとる。家
集ニハ　みえ。飛鳥井雅親卿の亞槐集　祝部ニ。雅俊朝臣四
品ゝ仕まゝ時。東山殿よる賀ゝ仰られて彼朝臣
ふよみて給ちゝ。「文よそ玉ぐめぐみのう
きゝさゝほゝみやあるもひ紫の袖又おれ
ゝ時よみてなる。「ゝとゞ天のめぐみをなるや
椎柴の袖の紫色やこのさねむ。なゝよみ。八雲御

抄三の下
異名部 藻鹽草十五の巻ふ、四位の異名さひ紫さ
えゆ、公任集ふ、蔵人にれもそぶぬるいでふかゝ
ぶるるづよろ、椎ふおらんそ、文徴天ゝ
まるをけるゝふ椎紫のかもむ学ぶで杉ゝ
しれるれ、こゝ、ゝさひ紫ふ濃る衣ハかゝるゝ
ゝ此男ふよゝふ思さざゝなんとあるゝ四位
をよゝゝるふや、古く椎紫の袖といるふゝ貴賤

通用の喪服の名也、秘蔵抄上ふものなくてたま
ふぞまゝる椎紫の袖云ゝ、紫花月の宴ふ、宮々おゝゝかゝ
をいふゝ云ゝ、椎紫ゝ袖とゝいろ衣
のたゝみぞえどそ有りれふかゝ、おなど諒闇な
ど、ゝれもいゝゝおどろゝゝれも、たゞ一天
下の人騒ゝやうなゝふゝ山の椎紫残らずとゝ
ゆるふあもれふなむ云ゝ、後拾遺哀傷ふ、圓融院
の法皇うせさをみいて、文のゝゝゝ御もてのゝ
ざなゝゝ比ふやあるけむ、内ふ付々る御乳母の
藤三位の局ふ、くるみ色の紙ふ、老法師の手ふま
ねゝて、書てさゝ入さを結ひゝる、一條院御製、
ゝれなゝるかゝみと思ふな都ふゝ系ゝへゝゝ
はるゝれゝゝゝゝ神、此歌枕草子春曙抄、七の巻、仲

文集などに出て異説あり。千載雑中に、十月に重服になりて侍りける又のとしの春、傍官どもに加階し侍りけるにやりて侍りける。中納言長方。かゝる人の花さく春をよそにみてなをしぐるゝは椎柴の袖。此歌家集、月詣集雑上にもみゆ。又千載哀傷に、大炊御門の右大臣のうせ侍りて後、七月七日母の三位れそゝに、せうそこのはしくにはしける。権大納言實家、たゝぬれぎるこにさしいつさぬ椎柴の袖しもさらに涙ゆへこそかはけ返し、三位、おもひ紫のはすゆけき袖ハたれがさもかさぬにつゝくあはれとやみむ、嘉喜門院御集に、正平廿三年五月五日、まうしぐの式などやおぼしいでらん、一品の宮より。今ハ又あやめれ草に引こつくうまねでかゝるおもひしぞの袖、御返し、思ひきやあやめにしゝぬおもひ紫乃袖

にられねのかゝるづしとは、先づ枝ハ下階也。左右など所見挙るに遑なし。

左ハ拝賀舞踏のさま也。衛門兵衛の佐、共に相當從五位上なるが、従四下に叙はると、柏木をまとひの下枝に折つくとよみ、舞踏左右左を行ひ、臥轉づれなどのふ、その喜悦に不堪よし也。さて左右左ハ臣下の作法にて、天子朝覲の時ハ右左右也。世俗

淺深抄下巻。作法故實。東宮いづれとも決たる説なけれども、

時宜ふまぐごふづくや、伊勢ふてハ笏なるよ、袖
ゑ引て八度行ふと、倭訓栞の巻よいて、西殿再
拜よみ酌酌せしふや、新儀式四の巻三代實録、四十一の巻
空穂物語、俊蔭下、祭の使三霙、吹上の上二霙、同
下三霙、蔵開、中、國譲、上の一、樓の上、下
の二、枕草紙、春曙抄、一、同五、今取のしぶや、上巻栄花物語、初花源氏
物語、桐壺西宮記、北山抄、江家次第、建武年中行事、公
事根元、日中行事、世俗浅深抄、名目抄、など所見枚

挙げづらうねど、これ舞蹈と書よ、音よぶらうと
よ、ゑんゆ、まて拜舞といふなり、蹈舞の字面は、
漢籍よりて入て本朝の故實よは用ひず、又連
歌の家ても、まひぶみ、類聚名物考、人事部十二、
とこバ柳營ゑやなどのいふなり、新續古今序
はれかど、風雅、雑下、新撰六帖、二よ、金錢花をちごの
二霙、夫木、雑十三よ三霙、
ねのぜふのきれ、夫木、夏三、なぐいふ類なるべしやれど

それゝ私の定まてゝおのまゝこうぬるぞみや、

第二熊白樗甘樫櫟

新撰字鏡四十七丁左木部ニ攝時葉反、席豆也、獵也、鳥枕、久万加之、又久万豆々良云云、○按席豆也とあるは、久万豆々良ふ叶つゝ、久万加之は、獵也といふる獵の字ハ橿樗などの誤まゝ、それよりたる訓なるべし、

古事記中巻、廿九丁左垂仁記ニ在甜白樗之前葉廣熊白樗、令宇氣比枯、亦令宇氣比生云云、○按甜白樗之前は、甜白樗の生立るよりて名ニ負ヒ岡前なり、其處ニ在白樗を熊白樗をいつゝみて、甘白樗も熊白樗も同物なりと知べし、さて甜白樗ハ其實の甜まふれる名熊白樗ハ葉の廣大なるよりて名づけ、おもマテバレヒの事にて實大なく味甜

くして食料と次ぐく其葉他の白樗よりし廣大なれど葉廣熊白樗ともいるし熊ハ物れ大なるふいふ辞ふく馬鞭草し今俗カマエビと呼て尋常の蒲萄より葉實共ゝ大なるもぞ熊葛とし熊蒲萄ともいるし熊蒲萄カマエビ通音也新撰字鏡木部ゝ樫久万波自加弥本草啓蒙廿八巻ゝ食茱萸クマザン椒なとある物し秦椒より大なれば久万といふ詞ゝ冠らせなり熊笹熊柳の類はゝ常のよりし葉の大なれおいるゝ小なれ

同巻五十五丁右 景行記倭建命の御歌ゝ幣具理能夜麻能久麻加志賀波袁字受尓佐勢云云。

同下巻卅一丁右 雄略記天皇の御歌ゝ幣具理能夜麻能許知碁知乃賀比尓多知邪加由流波毘呂久麻加斯云云。○按日本紀景行紀の御歌ゝ幣遇利能

夜摩能志羅伽之餓延塢、于受拜左勢、とまゝせ給
ふと思ふよ、白橿ハ真櫂ゝ通ひて、總て此樫よわ
たれる稱なれハ、熊樗の事を白橿とよらてゝ
同書、下巻十九丁右 允恭記ゝ、天皇愁天下氏々名々人
等之氏姓忤過而於味白樗之言ハ八十禍津日前居
玖訶瓮而定賜天下之八十友緒氏姓也云云、○按
已ゝ垂仁記ゝ甜白樗之前の葉廣熊白樗の事ハ
ゆ、甜白樗熊白樗、同物なるゝ、ハてゝこの今按ゝ
つゝの如し、
日本紀、十三巻五丁右 允恭紀、四年ゝ、於味橿丘之辭
禍戸岬坐探湯瓮云云、
同書、廿四巻十六丁右 皇極紀、三年ゝ、入鹿臣雙起家於
甘樗丘云云、
同書、廿六巻八丁左 齊明紀、五年ゝ、甘樗丘東之川上

造須弥山云云、樗此云柯之云云、

日本紀竟宴歌延喜六年式部卿是忠の得雄朝嬬稚子宿禰天皇よめる

甘樫乃丘乃久可太知支与介礼波尓已礼留多見无可波祢數末之幾、注は、あまゝ〜のまろふ、くゝのづとよもゝて、くゝふちせ〜めて、ふゆまことなるむ人ゝまゝくゝはまれらむ人ハやぶれ

とよゝ云云、

延喜式神名式上十五丁右大和國高市郡部は、甘樫坐神社四座並大、月次、神嘗、云云、同式下四丁左近江國伊香郡部は、甘櫟前神社云云、○按式の印本は、甘櫟前をイチヒザキと訓たれど、古事記傳廿五巻廿丁右は、アマカシノサキと訓るは從ゝ、又櫟は同物ゝて、熊樗甘樗櫟いづれ〜今の万天婆志比なるべし、

下よいてるごとし、

古事記中巻、景行記に、倭建命、即入坐出雲國、欲殺其出雲建、而到即結友故、竊以赤檮作詐刀、為御佩云云、○按古事記傳、廿七巻、廿一丁右に、赤檮は伊知比能紀と訓て、市柴五柴などあるし、此木の柴なるべし、此木今は伊知比と云、伊知加志とも云て、橿の類なり、云云、同廿五巻、廿丁左に、古赤檮を伊知比ふあてたるなど、然るに加斯は又白加斯と赤加斯ある故に、白檮赤檮の字、其よまざれやも、又櫟の字は、多く伊知比に用ゐるに、此を加斯は用ひ事はあるまじ、近江國の神社の名の甘櫟なども、アマカシと訓でくれば、加志と伊知比とは、いとよく似たる木と云云、などに注して、櫟は櫧の一種と、熊檮、甘檮、皆同

ド、

日本紀廿一巻四丁左用明紀二年ヨ舍人迩見赤檮云云、

自注ヨ迩見姓也、赤檮名也、赤檮此云伊知毗云云、

醫心方廿九巻五菓部ヨ橡實本草云味苦微温无毒主下利厚腸胃肥健人七巻経云味澁无毒非菓非穀而最益人服之者未以斷穀養性要集云啖橡為勝无氣而受氣无味而受味消食而止利令人強健和名以知比云云、○按此文寫誤あて讀得ざるべ、今ハ比校ヨ便なり、然て橡實ハ櫪の實ヨ、和名抄具部ヨ都流波美と、俗ヨドングリ、ジングリ、ジングリなど、いふ物なり、それは本草綱目廿巻山菓部本草啟蒙廿六巻四丁右字考て知べし、

新撰字鏡四十七丁右木部ヨ杞、祛紀反、枸檵也、比乃木、又一比乃木云云、まき四十八丁右櫟、正音来的反木名、

借舒灼反鄙也又餘灼反地名一比乃木云云、
和名抄十七巻菓類部ニ櫟子崔禹錫食経云櫟子、
上音歴和名以知比相似而大於椎子者也同巻菓具部ニ櫟
栩爾雅云櫟其實栩音求和名以知比乃加佐孫炎曰菓之自裹
者也云云○按櫟子ハ椎子ニ似テ大也トいひ櫟
栩ハ其菓ヲ裹者といひてなほ万天婆志比の形状
ニ違事なし、

萬葉集十六巻 卅丁 右 乞食者詠長歌ニ、
八重畳平群乃山尓四月與五月間尓薬猟仕
流時尓足引乃此片山尓二立伊智比何本尓梓弓
八多婆佐弥比米加夫良八多婆左弥宍待跡吾居
時尓云云、
夫木抄 廿九 雑十一 櫟 歌ニ貞應二年百首木民部
卿為家

おくみ川さぐる袖のいちひぐさ山や見の
多さかるらむ

古事記應神記天皇御歌よ、

伊知比韋能、和迩佐能迩袁、波都迩波、波陀阿
可良氣美、志波迩波、迩具漏岐由恵、美都具理能、曽
能那迦都迩袁云云、○按古事記傳、廿二、卷 四十三丁右
よ、伊知比韋能ハ、櫟井之ゝ、地名ゝ、書紀、允恭、卷

よ、到倭春日食于櫟井上とあれ地ゝ、大和國、添
上郡也、今し櫟本村、櫟枝村、など云あり、共よ和
尓と相近ー云云、此歌詞の意ハ、櫟井の丸迩坂の
土を、初土は膚赤らけき小、底土は土黒よ故、三栗
乃其中つ土ゝ也、万葉十六 十七丁右 よ、櫟津の檜橋と
ある此所なるべー、

萬葉集十六、卷 十七丁右 長忌寸意吉麻呂歌よ、

刺名倍尓湯和可世子等櫟津乃檜橋従来許武拓尓安牟佐武

同四巻十七丁右志貴皇子御歌ゑ。

大原之此市柴乃何時鹿跡吾念妹尓今夜相有香裳○按市柴ハ櫟柴也。椎柴。楢柴。などいふなり。萬葉十二巻廿二丁左ふゝ。奈良志婆ゑ櫟柴とゝ書なゝ。そゝ〳〵伊知比といふ語意を考ゑ。伊知ハ木の名。伊知比ハ實ゝ名の事とゝ。そは新撰字鏡ゑ。一比乃木といひ。和名抄ゑ。櫟を槲を伊知比乃加佐といひ〳〵れバゝ。然て此歌古今六帖五うちまてあ。る同六いちの歌なゝゝ載なゝ。

同八巻五十五丁右若櫻部朝臣君足雪歌ゑ。

天霧之雪毛零奴可灼然此五柴尓零巻乎將見○按市柴五柴通ハしてゝゝゝゝ。ゝとなる

事なり、

同十一巻十一丁左ゟ、

路邊壹師花灼然人皆知我戀嬬○按壹師の花とよめる、志と比は、横ゟ通ふ音なれば、伊知比の花なり、此歌古今六帖、六、巻いちしの条ゟ載て、

果の句、妹ゟ比もと、ゟ伊毛と、

又、四十丁右

道邊乃五葉原能何時毛何時毛人之將縱言乎思將待○按此歌古今六帖、六、巻芝草条ゟ載て、

果の句、時をしまてん、ゟ伊毛と、傍ゟ異本、ゟ

まてむ、ゟ伊毛とるゟ、注ゟ、抑右の二歌、六帖ゟ草の部ゟ載たるは、道の邊のと云詞ゟ、草乃茵の事とおもへる成べし、茵を新抄本草上巻四十九丁左草部、下ゟ、茵實、仁謂、音傾井反、一名蒴實、出蘇和名以知

沈云云、和名抄十四巻行旅具部、行纏の条に、新抄本草云、苘傾井反、和名以知沈、今俗編苘為行纏云云、和漢三才圖會九十四、本巻十八丁右濕草類部小、苘麻稱以知沈、俗用市尾字、本綱苘麻多生卑濕處、人亦種之苗高四五尺、葉大似桐葉圓而有尖、六七月開黄花結實如半磨形、有齒、嫩時青、老時黑、中子扁黑、狀如黄葵子、嫩時小兒亦食之、其莖輕虚潔白、北人取其皮以績布及打繩索、又以莖蘸硫黄作焠燈引火、甚速、按苘麻西國有之、日向薩摩多種之、四國亦少有之、九州土産、其葉微似胡麻葉、大有鋸齒、然本草綱目似桐葉者未精、乎其以下如上説、剥皮織布脆於麻、易裂、打大繩為碇縆、海舶必用之具、以亞加賀苧亦為簡席之縱、甚勁強而難截断、などみえて、われ〻道邊に生る草とは定がたし。

與清曰熊樗甘樗櫟同物也今世九州二島ニ
マテバシヒ又ハマテヒと云ハ木ハ伊勢ハ
イチヒとも イチカシ 又ハ古事記傳ニ
ゆ熊樗ヲ白樗又ハ白樗ハ真樗の義ニて總
テ樗ヲはめて稱なれば也歌ニ久麻加志
倭建命波毘呂久麻加斯雄略天皇甘樗乃丘式部卿忠
ヨリ大和本草十二巻世雜木類部ニマテバシ
三丁左

ヒ樗ノ一種ナリ葉ハ樗ニ似テ厚大ナリ色深青
也面ニ有光澤背ニハナシ木理モ似樗屋材トシ
器ヲ作リ舟ノ櫓トス最ヨシ其用樗ト同ジ一類
別種ナリ實ハ樗ヨリ大ナリ餘トス民ノ食ヲ助
ク云云和漢三才圖會八十七巻廿九丁右山果類部ニ鉤栗
以知比甜樗子鉤櫟巣鉤子倭名抄櫟訓以知比者
非也櫟者椽也本綱鉤栗即樗子之甜者其狀如櫟

又謂之鉤樸生江南山谷木大數圍冬月不凋其子似栗而圓小按鉤栗葉比于櫧子略薄硬有鋸齒子形似椎子而有縱理櫧子味苦鉤栗味甜凡樫鉤栗椎子三物相似如小椀俗呼供器云云なるべしなるべし平戸侯の江戸鳥越の邸に大木二本あり樫よりも葉大きく幅二寸余長七八寸に及べり有べし面青くはやゝ裏ハ枇杷の葉裏のさまに似て毛なし夏

比初に栗花の如く花咲て散ての後花莖だけ残るなり明年に至て椎子に似たる實を結ぶ今年無とおもへるに明年椎子の如く實生ゆ是マテバシヒとも呼るなり其實生しほどは色白くゆで食ふべし薄紅なる蜀黍色也味は栗よりやゝ劣りて澁に氣添たり平戸邊にはおゝく小児常にこれを敬民家食料に供ふ木は性ハ赤

櫧白櫧にくらぶれば脆は方なりし門人平戸の
藩士岩永前明對馬の藩士國分尚式などにものして
つまれ、まさに六位の笏に作るに、飛騨國の位山の一
位の木といふあり、彼國にてアラヽギといふ、八雲
御抄五巻九丁右山部にくらゐの山飛騨、いやたのれ今六
位ノ笏木伐ルノ山也云云愚記永正五年三月四日の条に笏木今日
奉前内府被進殿下可被當御刀由申之此木當年

姉小路三品送之飛騨國位山之櫟木也新作之時
被當三公之刀云云まこと十一日の条前内府公實陰状到
来先日進殿下笏木被付刀目賜之被寫冨家殿御
形云云令祝著者也前内府依外戚所傳進也云云
西三條逍遥院實隆公雪玉集六巻卅六丁右雑部に飛騨
の國司にて基綱卿位山のいちゐの木を笏れを
うるみおほせられしは、

佐山峰ニ生ずるものなり、雍州府志七巻一丁左ニ土産門下ニ筋多以飛騨位山櫟木造之樗与一位倭語相同故取一位之義而祝昇進之謂也云云、梅窓筆記上巻三丁右ニ一位ノ木今飛弾ノ國ヨリ箸ナドニ作リテ都ニ来ル木ヲイチヰトイヒ櫟ニアラズアラヽギナリ物産者流ノ説ニ廣東新語ニアル水松ト

云モノニ形似タリ位山ニ生ズルヨリイチヰノ名アルナリトイヘリ云云、大倭本草附録諸品圖

卅五丁左

小圖を出して云く、一位木ト称ス作笏者與櫟別也云云などあるにたがはれども木ヨ鉤栗水松の二種あり、草ヨ蒔麻あるいはれに似たる和訓にて鉤栗ハ伊知比、水松ハ伊知井、蒔麻を伊知毘といふ事を差別知べし。

第三白檮血檮

日本紀景行紀天皇御歌ゝ弊遇利能夜摩能志羅俄之餓延塢于受珥左勢云云○按古事記景行記倭建命御歌ゝ幣具理能夜麻能久麻加志賀波袁宇受尓佐勢云云まゝ雄略記天皇御歌ゝ幣具理能夜麻能許知碁知能賀比尓多知邪加由流波比呂久麻加斯云云などあゝを思ふる熊檮を白檮

とゝいふる也ゝは白橿ハ真橿ゆて橿をほめたる總名也真は美也宇万ゝ約て万とゝひ又通りて未とゝいふゝ御酒水篤未山未谷などの未ゝれ也又真薦真小薦真葛真木真榛真金などゝ宇方ゝいふゝきゝ省なる也然て志良と万と通ふよゝ白木綿を真麻木綿とゝいひ白萩を真萩とゝいひ白銅鏡を真清鏡といふ類おゝゝ萬葉集三卷

廿丁左 高市連黒人歌よ、白菅乃真野乃榛原云云、同妻答歌よ、白菅乃真野之榛原云云、同七、卷廿四丁左よ、白菅之真野乃榛原云云、ちと〳〵白と真と通ふ、このくはぐけく枕詞とせ〳〵也、同七、卷十七丁左よ、白榛尓丹保布信土之山川尓云云、倭姫命世記廿二年の条よ、白濱真名胡國云云、ま〳〵白鳥之真野國云云、なども白と真と通ふ縁語ゆゑ〳〵なるべし、續日本紀廿八、卷廿四丁左延暦四年五月丁酉、詔よ、臣子之礼、必避君父諱、況者先帝御名、及朕之諱、公私觸犯、猶不忍聞、自今以後、宜並改避、於是改姓白髪部為真髪部、山部為山代、とあるゆゑ、白と真と通ふゆゑよ、白髪を真髪と改し也、新撰姓氏録の真髪部し、古事記、雄略記の白髪太子の御名代の白髪部を改たる也、石川年足の墓碑の攝津國島上郡白

髪郷し。和名抄ふゝ真上義とゝえ。常陸風土記の白壁郡し。和名抄ふ真壁倍とあて。いづれ〻真と白と通ふ證也。又白雪ハ真雪の義なるを未雪とゝひ。白虚空を未空といふ類ハ。白を未といひたるふ也。かゝれバ白槿は真槿ふて槿ハ種類を保ゝる總名なる事疑ひなくあらぶ。

萬葉集十卷 五十九丁左 冬雜歌ふ

足引山道不知白杜枝母等乎々尓雪落者

或云枝毛多和多和。右柿本朝臣人麻呂之歌集出也。但一首或本云三方沙弥作云云○按白杜枝を今俗ふ白樗赤樗といふる白樗ふてあらぶ。今のハ木質の白色赤色ふ依りて称なるふ。古代の歌ふ。伐て木質を撿察して白樗といひぶふあらぶ。打見たる白ふほえて真樗といふるを。通ちて

白樗とゝ爲るなり。所々白菅の真野とはぐくる枕詞を。契沖ゝ菅ハ干乾をば白くなれるゝのゆゑ。白菅といふなるゝいひなれば。干乾したる色を白くなる出て。今生茂れる菅をおもせいふべくあらず。白と真と通ふ縁語ゝて。白菅の真野とはづくる八。真樗を白樗といふなる事なり。さて此歌拾遺冬新撰朗詠雜。などゝ載て四句句くゞ

ゝ葉ゝ仏ゝ人丸家集ゝ初句二句山の
ゝひゝゝゝゝ四の句枝ゝ葉ゝ仏
なり紀。

古今六帖六ゝ

あ引の山ゝ生ゝたる白樗のゝゝな人乃
ゝもなるゝ○按此歌後撰雜一ゝ載て躬恒
ゝの歌ゝ人のを人ゝ仏ゝ躬恒集ゝはゝ

だれ人ことあるべ

又

きりのはれ雲ふり清ふ引の山ゆうれ

このふみまどふべ集○按此歌後撰、雜三に載て、敦忠

はれ歌ぬしに下ち句ふみもの[illegible]に似る

後拾遺、秋下に、法印清成、

ちるみぢる秋の山べの白の下ちるかこ

きりえけれ○按此外新撰六帖、六、現存六帖、夫

木抄、雜十一、などにもとめ、白樫の歌乃所見、枚挙に

ゆるべ。いづれも槿の總名ゆ、一種に指せるにも

あらじ

枕草紙 春曙抄本三 末七丁右 木ともいふる条に、きりのなど

いふものまして深山木の中にもいとをかしくて、三

位二位のうへの切ぬるもむるまばのわかぬるだる

人のみるをみてれば爲るを、をのまるのよがるるん
ばでくさあるねでいつるれ〳〵雲の隙ゆたるよつんとぐ
られて〳〵そさのそたつそのの、出雲の國をおはしたる
清るをおひて、人丸のよみる歌などをらんるを
じらあれをる云云、○按人丸の歌ハ萬葉十巻
の歌をいるを、素盞嗚尊の故事出所未考、
與清曰白樫を今俗よいふ赤樫白樫ハ天櫟などよ

るれる總名也、古く歌ふ文ふ人たるを、
皆總名の白樫と知ず、俗ふいふ白樫は、大和本
草、十二巻三丁右ふ木、色白ク木ノ姓子バクシテツ
ヨシ、鎗ノ柄ニ用フ、其外器ノ柄ニヨシ、最良材也、
葉細ナリ、實ノ味赤キニマサル赤櫧ハ白櫧ヨリ
葉大ナリ、木、色赤シ、木ノ性裂ヤスク、折ヤスシ、白
カシニ劣ル、然レ氏是亦器ニ作ルニヨシ、白櫧ノ

實ハ甘ク味優ル、赤櫧ノ實ハ澁シ、味オトル、材實トモニ白櫧ヨリ、白櫧ノ實ヲ多ク空地ニ蒔ベシ、民用ニ利アリ云云、本草啓蒙、廿六巻 廿三丁左ヨ 鉤栗シラカシ、一名巣栗、事物紺珠 櫧子ノ條ノ集解 本草綱目 廿巻 五十二丁右 ニ謂ユル麪櫧ナリ、其葉ノ形狹小ニシテ、柯葉ノ如ク、鋸齒アリ、實ハ血櫧ヨリ微大ニシテ、苦味少クシテ食フベシ、材ハ白色ニシテ、血櫧ヨリ強シ、又數品アリ云云、などいるされたる關東ふも麪櫧赤櫧おらくマテバシヒはり麪櫧も實結事少し對馬平戸邊ふは此實いと多く結て、民食料ヨ供ふ、其製法ハ搗碎て水ヨ漬し澁味を去て後、于乾し粉ふして餻ヨ造る、永年貯るふを全果のまゝ俵ニ納め、清泉の流ニ浸し置ふ園て、其中ヨ沈め置ふ、數十年ヨ經ても腐敗せる事

なく澁味自然に解て其味淡く新粉に混ずれば、實に救飢の良果なれば、彼國の種を得て、東國に植播さもなくば、木は性り櫧類の最一もて、武器農工具の柄に用ひ、肥前甘草島よりも出るを、鎗長刀の柄の良材とす、

第四加多樫

新撰六帖、六の部の歌五首は中、うゝの花は

花とよめる三首は、萬葉十九巻のうゝの花を思ひ誤りたるものにて、取用がたし、そも夫木抄、雜八井の条に、萬葉の歌を載たるに、かゝの花をかゝの乃花と書るまて知ず、九條知家入道、

小車のそらに鳴まのくるかゝのいづれは

とよめる人の歌、信實、

かゝるゝ乃なるたゝ山はれもなく人

ちんぐるる。此二首は万葉よりあらぬ。別なるこのまとめる歌也。然て堅櫧は白櫧赤櫧二種よりて稱なり大倭本草十二巻 廿三丁右 よりシノキ又カタキト云。本草山果門ニ出タリ。其木赤白二種アリ云云。本草啟蒙廿六巻 廿三丁右 よ。櫧ハ總名ナリ。品類多シ。皆木ノ性堅シ。故ニスベテカタギト呼ブ。庭際ニ栽テボウガシト呼ブモノハ

皆血櫧ナリ。俗ニアカガシト云。葉ハ形橢ニシテ厚ク粗キ鋸齒アリ。互生シ。冬枯レズ。又短葉狹葉ノ數品アリ。皆春葉間ニ花ヲ生ジ。穂ヲナス。長サ二寸許。黄白色。栗花ノ瘠タルガ如シ。實ハ別ニ枝梢ニ生ズ。形圓尖ニシテ小ク。初ハ青ク竪條多シ。熟スレバ黄褐色。又大小數品アリ。味苦澁ニシテ。食フニ堪ズ。木材色赤シ。故ニ血櫧ト云。一種シラ

カシアリ。其材色白シ云云。なるみくたれ血櫧は。木質他の櫧よりも堅しして。却て折安けれぞ。これを堅樫といふとそ。ぶけば。猶両品よりそれる名あるべくおもはゆ。古事記日本紀などは。先樫をこそ。麁櫧血櫧の事なるや。そは熊樫甘樫赤樫などは別る名を著そていあれども。白樫乃生なべくふる地て樫の生たるより名ふ負しなる。

第五海部の文

源氏物語 湖月抄本四十四丁右 玉鬘る。あさ花田のうんぶの おるを物。おるをばまなるをれば。白ひやるるを。ふ。ふるをこのおるをくして。夜の侍方に云云。河海抄る海浦文大浪のうちをおれるなり云云。花鳥餘情る海賦を大なるみふ。うるや貝やなどおりしうる文なり云云。岷江入楚る河ういぶハ海浦。まる大浪

みちくるおれるもの。秘大海のみる貝く。夜の御方も
花散里也。花海賦ハ大浪のみる。みやこれそこの貝を
おりたるもの云云。
紫式部日記 傍注本上巻十一丁右 すらねぬる松の實乃
ゆもむ。裳ハかんぶるおりて。大海のはを用るかぐや
ひめ。腰ハうん物。かく草をめしくる云云。又十八丁左
白のおりの御衣ぞこのんぶをうちんで。蓬莱ちご

例の事なれど。いとなんうおまのうしをのかを
云云。○按その文。榮花物語。初花四十二丁右 みを出た
る。初花の巻ハまづて紫日記を取て出たるく。
續世継 二巻廿六丁右 白河花宴ゑ裳ハくそび深を地ゲ
るかんぶるむらびて。月よやどるたるゆ。鏡を出
しふるのして。花のかげみとなる水ハとまれるも
云云。○按古本中はかんぶるを。ふ化をたゞ

据用ずゝ、

禁秘抄上巻八丁右 清涼殿置物御厨子の条下ゝ、笛筥蒔海部云云、注ゝ海部（カイブハ）藻類ヲ蒔（マク）くまゝ海辺之体、或貝類ヲ蒔トイヘリ云云、

新猿楽記 群書類從百卅六巻廿二丁左 六郎冠者、繪師長の段ゝ、山水、野水屋形（ヤカタ）木額（モカウ）海部（カイブ）立石（タテイシ）屏風、障子（ゼ）軟障（ニヤウ）扇、繪等、上手也云云、

藻鹽草十七巻色部九十七段ゝ浅花（アサハナダ）田のかんぶの文、なぶゝ大波ゝ織たるゝ、源氏云云、

空穂物語樓の上上巻五十九丁左 ゝ、ぢぶぐ、はたゝ、ちばゝ、かゝごゝ、ゝいろの、ゝたゝ、ゝおゝゝみ乃裳（モ）なゝ云云、○按ゝ、ゝのおゝゝみの裳とは海浦（カイブ）のゝをゝたる裳ゝ、

紫式部日記 傍注本上巻廿二丁左 ゝ、綾ゝゝれぬハゝゝ乃

おもれ〳〵まて、無そんのあるを色〳〵ハまきら
など、みあ丑〳〵て襲どそふみなのやちゆ、おく
うみのいろを裳の、水れいろをめやるみ、あさ〳〵と
て、紐ぞ〳〵は固文ぞておくハさる〳〵云云、○按お
ほうみのまきを裳ハ、空穂物語の内を乃おううみの
裳とお形ど、おの文、榮花物語、初花の巻 四十三 ふ
は、さ〳〵ぞ〳〵れおなどさるの形と、おううみのまきを、
丁左

みぶのいろあぶやうるなどゝ〳〵これいるものの
うへ人ゆとあを、
與清曰、かんふの文は、海浦の字音を、海賦とそ、海
部ぞ〳〵書ハ借字なり、大波の打よをゆるさまを
あれ、藻みも貝ふそあれ、海の浦邊の形をいるな
を、又大海のさまを画たるを有て、それを大海の
裳ぞ〳〵ゆと心得て、海部太刀も鞘ハ海部を

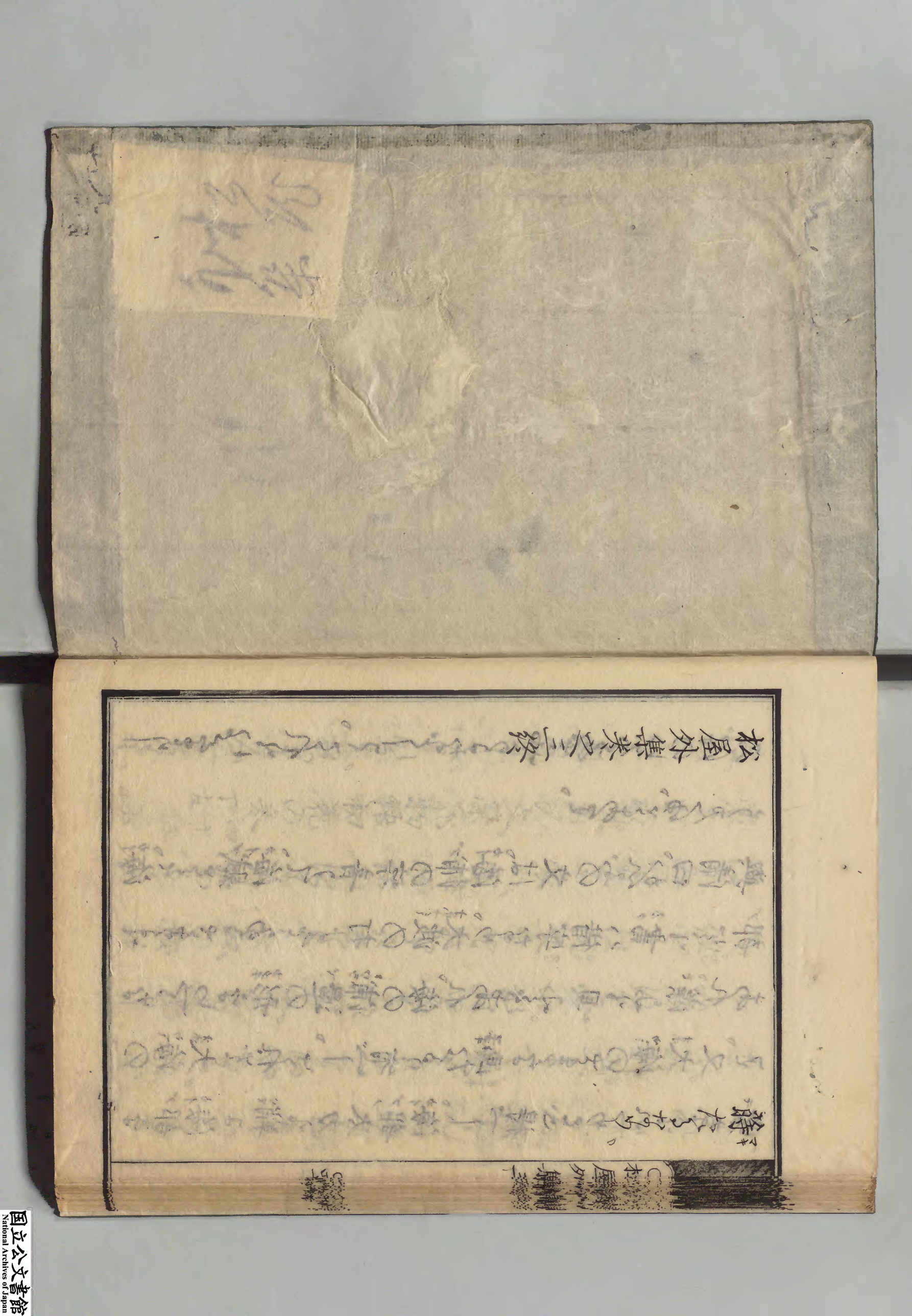

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan